

ひだかしんきんレポート 2026

HIDAKA SHINKIN BANK
DISCLOSURE REPORT

CONTENTS

- 02 ごあいさつ
- 03 日高信用金庫と地域社会
- 05 令和7年度事業概況
- 06 令和8年度事業計画[経営計画]
- 07 役員・組織図／主要な事業の内容
- 08 内部統制について
- 12 総代会
- 14 「経営者保証に関するガイドラインの活用状況」等の開示
- 15 当金庫のあゆみ
- 16 営業区域／店舗・ATM一覧
- 17 自己資本比率規制(第3の柱)による開示
- 31 役職員の報酬体系について／資料編
- 41 信用金庫法等で定められた開示項目索引

地域にとってなくてはならない信用金庫を目指して。

経営理念

日高信用金庫は、「地域にとってなくてはならない信用金庫」を基本とし、協同組織金融機関の特性と独自性を発揮して地域社会の持続的な発展、ひいては日本経済の発展に貢献します。

- 1 会員・取引先の信頼を確保し地域社会に貢献していくため、コンプライアンス態勢の徹底と更なる深化を目指します。
- 2 真のお客さま第一主義に徹し、地域ニーズへの適切な対応と利用者利便の向上を図ります。

地域社会の持続的な発展に貢献するため、一層の健全性向上を目指します。
- 3 このため、リスク管理態勢の確立や効率化を推進し、安定した収益基盤を構築します。

地域貢献を果たしていくための最大の経営資源は人であると位置づけ、高いコンプライアンス意識を持ち積極的な姿勢で金庫の基本方針の実現に寄与できる人材を育成します。
- 4

日高信用金庫の概要(令和8年3月31日現在)

- 本店所在地：〒057-0013
浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2
電話(0146)22-4111
- 創立：大正10年4月13日
- 普通出資金：367,050,000円
- 会員数：10,543名
- 常勤役職員数：119名(常勤役員6名、職員113名)



【シンボルマーク】

創立60周年を記念して制定したシンボルマークは青色は：太平洋と水産関連産業を、白色は：市街地・商工業と地域住民を、緑色は：日高山脈と農林・軽種馬関連産業を、それぞれ表しこれらを基盤に躍進する当金庫の姿勢を日高地方の扇形地形にあてはめて表したものです。

これまでも これからも このまちで

皆さまには、日頃より日高信用金庫の業務運営に関し、格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

今年度も当金庫の経営内容や業務活動などを、皆さまにより正しくご理解いただくため、「ひだかしんきんレポート2026」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

昨年度を振り返りますと、日本経済は緩やかな回復基調を維持いたしました。物価上昇は依然として家計の負担となりましたが、賃上げの広がりが個人消費を下支えしております。一方で、イラン情勢の緊迫化による地政学リスクの高まりから、原油高が産業や消費への影響を注視すべき状況となっております。

地区内産業は、軽種馬産業が、6年続いた北海道市場での年間売上記録の更新こそ止まりましたが、高い水準を維持しました。漁業では、コンブ漁は増産基調となり、価格も前年度より高値で取引されたほか、秋サケの漁獲についても5ヶ年平均を下回るものの前年度対比増加となるなど、復調の兆しを見せております。また、令和8年2月の日高自動車道新冠インターチェンジ開通により、交通や物流の利便性が向上し、多業界への影響が見込まれています。

令和7年度の決算概要につきましては、皆さまのご支援により、預金積金残高は158,645百万円、前期に対し2,143百万円の増加となり、貸出金残高については、97,714百万円、前期に対し7,289百万円の増加となりました。収支面では、経常収益は2,719百万円、前期に対し335百万円の増加、経常費用は2,083百万円、前期に対し133百万円の増加となりました。この結果、経常利益は635百万円、前期に対し201百万円増加し、当期純利益は423百万円、前期に対し331百万円の増加と増収・増益となりました。

経営の体力・健全性を示す自己資本比率は17.26%、自己資本額は、前期比202百万円増加の12,303百万円となり、皆さまに安心してお取引いただける経営内容となっておりますので、これまで以上のお取引をいただきますようお願い申し上げます。

令和8年度は、中期経営計画「ひだかしんきん『未来を拓く変革への挑戦』」の最終年度です。役職員一丸で「持続可能な地域社会づくりに向けた支援の実践」に向け行動してまいります。

これからも「地域にとってなくてはならない信用金庫」として、地域の皆さまのお役に立てるよう努めてまいりますので、何卒、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

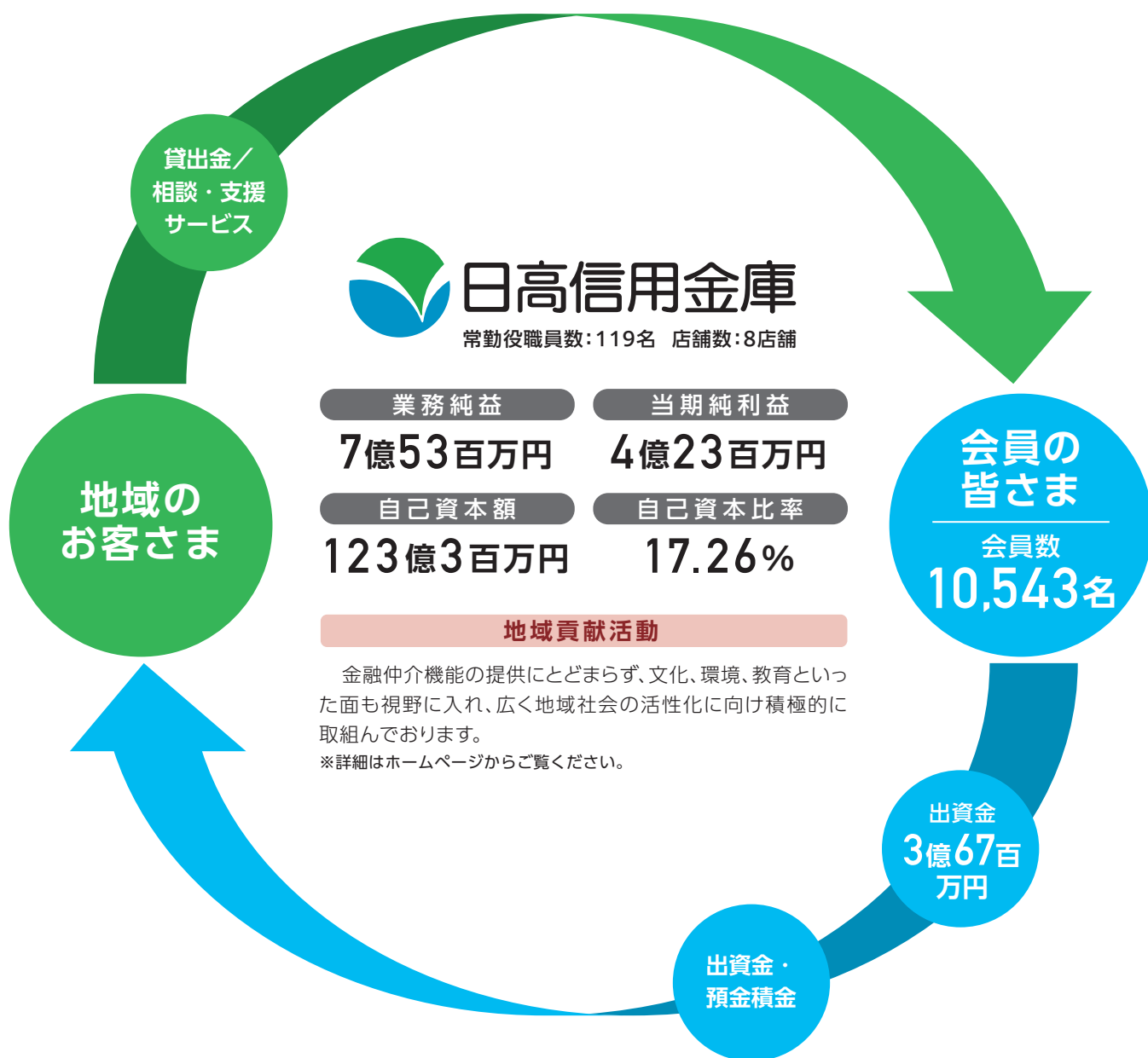


日高信用金庫

理事長 新保 雄司

令和8年7月

“ひだかしんきん”は、地域経済、文化・社会の活性化に向け積極的に取り組んでおります。



地域のお客さまへのご融資について

お客さまからお預入れいただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するため、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しております。

貸出金残高 **977億円** 預貸率 **61.59%**

お客さまの預金積金について

お客さまからお預かりした大切な預金積金は、皆さまから信頼をいただいている証であります。お客さまの大切な財産の運用に際し、安全確実に、気軽にご利用いただけるよう、目的や期間に応じて各種預金を取り揃えております。

預金積金等残高 **1,586億円**

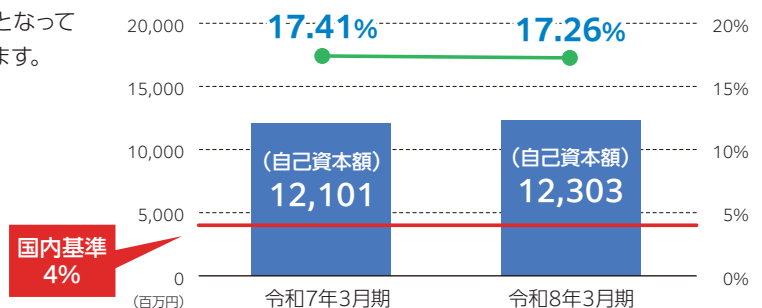
日高信用金庫と地域社会

当金庫は、日高・十勝南部に位置する9町および胆振、石狩の7市2町を営業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展して行くことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な預金積金は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

自己資本比率について

金融機関の健全性を示す自己資本比率は17.26%となっており、国内基準4%を大きく超える水準を維持しております。

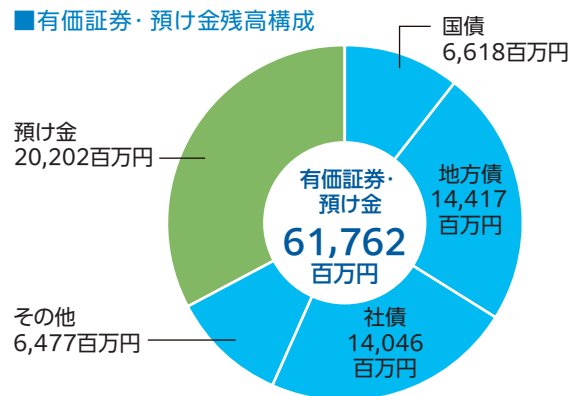


ご融資以外の運用について

当金庫は、お客さまからお預かりした預金積金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。有価証券運用は、国債、地方債、政府保証債などを中心に安全性を重視した運用に努めております。この他、信金中央金庫定期預金等への預入により流動性リスクにも十分配慮しております。

有価証券運用
415億円

預証率
26.19%



地区内シェア

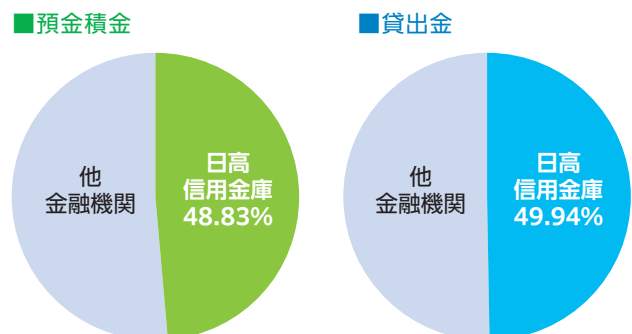
地元金融機関として地域の皆さまに安心してご利用いただいております。

営業区域(新冠郡から広尾郡)の銀行、信用金庫、信用組合におけるシェアです。

※本部・札幌支店の計数は含んでおりません。

当金庫が指定金融機関となっている地域自治体

浦河郡 浦河町 様似郡 様似町 幌泉郡 えりも町 日高郡 新ひだか町 広尾郡 広尾町



※計数は令和8年3月末現在

令和7年度事業概況

① 事業方針

当金庫は「地域にとってなくてはならない信用金庫」の経営理念に基づき、持続性のある金庫経営の確立、地域密着型金融の一層の強化、利用者重視と地域貢献に軸足を置いた業務を展開して参りました。

令和7年度は、中期経営計画「ひだかしんさん『未来を拓く変革への挑戦』3ヵ年計画」の中間年度として、地域の発展に貢献すべく支援力を高めるため、重点課題に①「営業推進態勢の構築」、②「ES・エンゲージメント向上」、③「営業店窓口業務の省力化」を掲げ、地域金融機関としての真価を一層高めて行くことに取組んで参りました。

② 金融経済環境

金融環境は、昨年12月の政策金利引き上げにより、金利が約30年ぶりの高水準となっておりますが、日本銀行では依然として緩和的な状況と見ており、今後も政策金利の段階的な引き上げが見込まれ、金融機関としては、収益機会をもたらす一方、金利リスク管理や資金運用戦略の構築が求められる状況となっております。

国内の経済環境は、賃上げの動きは持続していますが、物価高の影響も依然として続いております。また2月末に米国とイスラエルがイランを攻撃し、中東情勢の悪化により原油価格が高騰する等、事態が長引けば経済を減速させ、物価高を助長する動きとなっております。

北海道経済においては、一部に弱めの動きが見られますが、公共投資は高水準を保ち、個人消費は物価上昇の影響を受けつつも底堅く、観光も堅調に推移しているなど、緩やかに持ち直しております。

地域経済を見ますと、主要産業でもある軽種馬生産業が引き続き堅調に推移し、ホッカイドウ競馬の発売金額においても6年連続500億円を突破する等好調を維持しております。漁業では前年度不漁であったコンブ漁が増産基調で、価格も前年度より高値で取引され、秋サケ漁についても5ヶ年平均では下回るものの前年度対比増加となり、第一次産業が管内の経済を下支えしております。

一方、急速に進む人口減少や少子高齢化を背景に、経営者の高齢化に伴う後継者問題等、構造的な課題が顕在化しております。

③ 業績

このような経営環境の下、令和8年3月末の預金積金残高は158,645百万円、前期に対し2,143百万円の増加となりました。貸出金残高については、97,714百万円、前期に対し7,289百万円の増加となりました。

収支面では、経常収益は2,719百万円、前期に対し335百万円の増加、経常費用は2,083百万円、前期に対し133百万円の増加となりました。

この結果、経常利益は635百万円、前期に対し201百万円の増加、当期純利益は423百万円、前期に対し331百万円の増加と増収・増益となりました。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	単 位	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
経 常 収 益	千円	2,181,272	2,516,043	2,294,150	2,384,378	2,719,500
経 常 利 益	千円	357,788	588,516	526,704	434,296	635,913
当 期 純 利 益	千円	349,715	202,720	467,335	92,305	423,537
出 資 総 額	百万円	360	362	364	365	367
出 資 総 口 数	千口	7,219	7,253	7,282	7,301	7,341
純 資 産 額	百万円	11,942	10,059	9,082	5,809	5,451
総 資 産 額	百万円	165,838	162,647	167,579	163,446	164,986
預 金 積 金 等 残 高	百万円	153,131	151,609	157,750	156,501	158,645
貸 出 金 残 高	百万円	88,861	85,898	88,555	90,424	97,714
有 価 証 券 残 高	百万円	54,298	48,688	50,875	46,358	41,559
単体自己資本比率	%	14.89	15.59	16.28	17.41	17.26
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	円	2.5	2	2	2	2
役 員 数	名	14	14	14	14	13
うち常勤役員数	名	7	7	7	7	6
職 員 数	名	123	118	117	115	113
会 員 数	名	9,944	10,162	10,312	10,377	10,543

令和8年度事業計画[経営計画]

中期経営計画 「ひだかしんきん『未来を拓く変革への挑戦』」3カ年計画 最終年度

～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～

基本方針

「営業態勢の再構築」、「働きやすい職場環境づくり」、「内部管理態勢の強化」の重点課題に取り組み、地域・お客様からの信頼回復と持続可能な収益基盤の確立を図り、当金庫が目指す伴走型支援の真の定着・実践へと繋げていくことを目指します。

最重点課題

1. 営業態勢の再構築

集金業務廃止後の新たな営業店職員行動基準のもと、「支援する営業」と「稼ぐ営業」を両立できる態勢を構築する。

- (1) 個人カルテ制度による収益意識の醸成・向上
- (2) しんきんDB活用による目的を明確にした営業活動の活発化と取引深耕

2. 働きやすい職場環境づくり

各種ハラスメント防止対策の実施。

3. 内部管理態勢の強化

一連の不祥事件により失われた地域からの信用・信頼を回復するため、内部管理態勢を強化する。

- (1) コンプライアンス態勢
 - ① 法令等遵守意識の醸成
 - ② 不祥事件再発防止策の継続対応
- (2) 事務管理態勢
 - ① 事務能力・検証能力の向上
 - ② 店内検査の実効性向上
- (3) 顧客保護等管理態勢
 - ① 顧客情報の厳格な管理、個人情報 の安全管理措置の徹底
 - ② 金融犯罪に係る積極的な注意喚起
 - ③ マネロン防止におけるリスクに応じた対策の実施
- (4) リスク管理態勢
 - ① 統合的リスク管理の強化
 - ② サイバーセキュリティリスクに対する職員の意識の醸成
- (5) 業務継続態勢
 - 大規模災害・システム障害・パンデミックなどへの対応力の強化と職員の意識醸成

役員・組織図／主要な事業の内容

役員

(令和8年6月19日現在)

理事長	新保 雄司	理事	菊地 竹勇 ^(※1)	常勤監事	川村 学
常務理事	原口 広	理事	野畑 直高 ^(※1)	監事	幌村 司
常務理事	島尻 諭	理事	山本 康仁 ^(※1)	員外監事	片山 孝彦 ^(※2)
常勤理事	中居 知哉	理事	山本 満 ^(※1)		
常勤理事	林 美英	理事	河原 秀幸 ^(※1)		

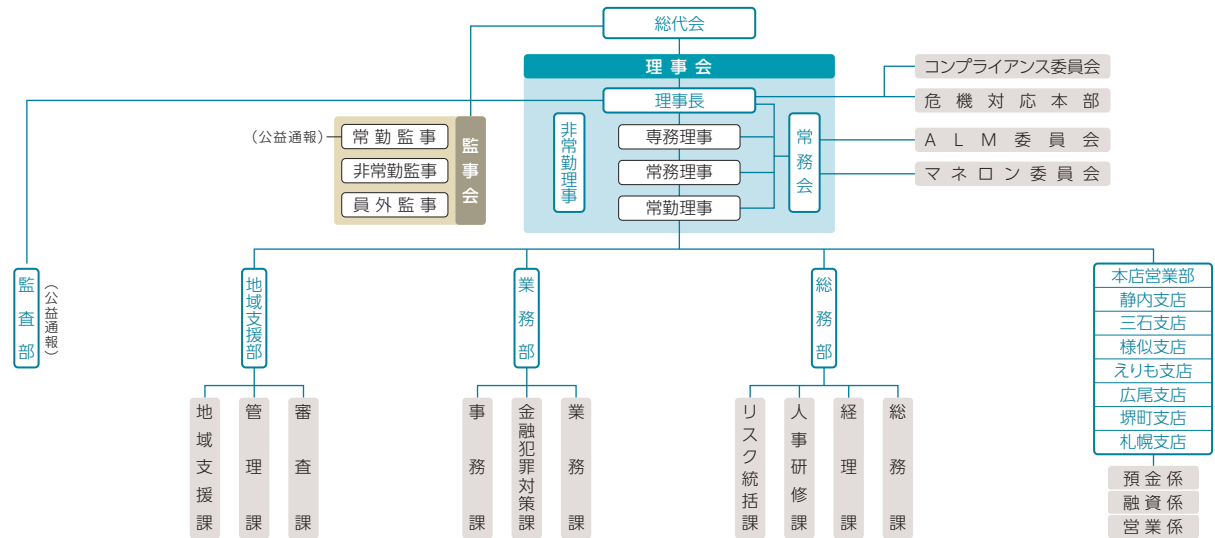
※1 理事 菊地 竹勇、野畑 直高、山本 康仁、山本 満、河原 秀幸は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2 監事 片山 孝彦は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

理事会・監事会の開催

理事会は令和7年度中9回開催され、経営に関する諸課題について審議されました。
監事会は令和7年度中9回開催され、決算状況、理事の職務執行等の監査が厳格に行われました。
なお、監事はすべての理事会に出席しております。

組織図

(令和8年6月19日現在)



主要な事業の内容

- 預金及び定期積金の受入れ
- 資金の貸付け及び手形の割引
- 為替取引
- 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - 債務の保証又は手形の引受け
 - 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - 有価証券の貸付け
 - 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - 短期社債等の取得又は譲渡
 - 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
- 独立行政法人住宅金融支援機構
- 独立行政法人北方領土問題対策協会
- 独立行政法人農林漁業信用基金
- 農業信用基金協会
- 漁業信用基金協会
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 一般社団法人しんきん保証基金
- 一般社団法人全国石油協会
- 独立行政法人福祉医療機構
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
- 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 振替業
- 両替
- デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
- 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - 当せん金付証票法により行う宝くじ業務
 - 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第54条第1項により行う共済募集

内部統制について

当金庫では、業務の健全性および適切性を確保し、地域社会からの信用を維持することにより、「地域にとってなくてはならない信用金庫」としての存在価値をより一層高めていかなければならないと考えております。そのためにも、万全なコンプライアンス態勢のもと、統合的なリスク管理態勢を構築し、適正な収益を確保していくために内部統制の基本方針を制定しております。

この基本方針には、以下の体制作りについて規定しております。

- ① 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - ⑥ 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ⑦ 理事及び職員が監事に報告をするための体制
 - ⑧ 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ⑨ 監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ⑩ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ※「内部統制」とは、「企業不祥事等の発生を防止し、企業価値を高めるために、経営者が社内をコントロールする仕組み」のことをいいます。

コンプライアンス（法令等遵守）

当金庫は、創業以来一貫して「地域にとってなくてはならない信用金庫」であることを経営理念として、地域住民の皆さまのご支援をいただきながら業務活動を行って参りました。

金融機関には地域への社会的責任と公共的使命があり、透明、公正なより開かれた経営、地域企業への支援、利用者の利便性向上などの実践、また法令等を厳格に遵守していくことが強く求められています。

こうしたことから当金庫では、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の更なる深化を経営の最重要課題とし、単にルール・法令を遵守し、違法行為を行わないという基本的姿勢から、いかに優良な、より発展した組織をつくり上げるかという積極的な姿勢の中にコンプライアンスを位置付け、「日高信用金庫行動綱領」を定めるとともに、法令等遵守のための各種研修、コンプライアンス自己評価、「Compla」誌発行、法令等遵守の手引書を全役職員に配付するなどを積極的に講じ、真に信頼される信用金庫づくりに努めております。

日高信用金庫行動綱領

●信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

- 1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

●質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

- 2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

●法令やルールの厳格な遵守

- 3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

●地域社会とのコミュニケーション

- 4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、当金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

●人権の尊重

- 5. すべての人々の人権を尊重する。

●従業員の働き方、職場環境の充実

- 6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

●環境問題への取組み

- 7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

●社会参画と発展への貢献

- 8. 当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

●反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

- 9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

内部統制について

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等断固たる態度で対応します。

お客さま保護等管理方針

当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、以下に定める事項を誓約いたします。

1. お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. お客さまからのご相談または苦情につきましては、適切かつ十分に取扱います。なお、ご相談または苦情の申し立ては、各営業店または下記の相談窓口までご連絡ください。
3. お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って、適切に取得し、安全に管理いたします。
4. お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託することにつきましては、お客さまの情報その他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。
5. お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理します。

※本方針において「お客さま」とは、「当金庫の利用者および利用者となろうとする方」を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務は、与信(融資)取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫の間で行われるすべての取引に関する業務です。

【ご相談・苦情の相談窓口】

日高信用金庫 総務部 リスク統括課

☎0120-078-390 FAX:0146-22-0994

【住 所】〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2

【受付時間】当金庫営業日の午前9時～午後5時

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ③対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に対処できるその他方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

内部統制について

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供および利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

日高信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

理事会は、マネロン等の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン等のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン等リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン等リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、また、これらのポリシー・規程に基づき定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更に、マネロン等リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また、自金庫のマネロン等リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン等対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン等対策の統括部署は業務部とし、業務部が関係する各部や営業店等と連携を図り、マネロン等対策に取り組めます。

また、常務会の下部組織とするマネロン委員会が、マネロン等リスクに係る事案について協議・検討を行います。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施

する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等対策の管理態勢について、統括部署である業務部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

詳細につきましては、当金庫ホームページに掲載しております。

当金庫は、お客さまからの問合せ・要望・相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。

お客さまからの苦情等については、お取引のある営業店または以下の部署にご連絡ください。

●日高信用金庫 総務部 リスク統括課

☎0120-078-390

住所：〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2
[受付時間] 当金庫営業日の午前9時～午後5時
[受付媒体] 電話、手紙、面談

当金庫のほかに、全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部リスク統括課にご相談ください。

●全国しんきん相談所

電話番号：03-3517-5825

住所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

●北海道地区しんきん相談所

電話番号：011-221-3273

住所：〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5

[受付時間] 信用金庫営業日の午前9時～午後5時 [受付媒体] 電話、手紙、面談

札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、
東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）
が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」、「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、東京三弁護士会の仲裁センター等、全国しんきん相談所または当金庫総務部リスク統括課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会、全国信用金庫協会および当金庫のホームページをご覧ください。

総代会

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。また、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

第104期通常総代会の開催

令和8年6月19日、第104期通常総代会を開催し、次の報告事項および決議事項が原案どおり承認されました。
(総代総数78名：出席総代数78名、うち委任状によるもの26名)

●報告事項

第104期業務報告、貸借対照表、損益計算書報告の件

●監査報告

●決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 会員除名の件

第4号議案 理事及び監事の任期満了に伴う選任の件



地区総代懇談会の開催

地区総代懇談会は、年2回各地区にて開催し、理事長および専務理事、常務理事、常勤理事、常勤監事が出席して総代の皆さまと忌憚のない意見交換を行っております。

また、総代の皆さまから出されました意見は、経営に反映させるように努めております。

日高信用金庫総代名簿

令和8年7月1日現在 定数80名：総数80名

浦河地区 定数19名 総数19名

上埜 哲男 ⑬ 工藤 一康 ⑥ 大谷 晃平 ②
三島 信男 ⑫ 谷川 智幸 ⑥ 佐藤 尚武 ②
大野 好彦 ⑩ 大針 光晴 ⑤ 佐野 元健 ②
小林 孝範 ⑩ 奥田宗一郎 ⑤ 齋藤 洋文 ①
木田 尚孝 ⑩ 福井 秀一 ④ 上田 宗寛 ①
木下 浩一 ⑩ 飛山小夜美 ③
甲谷 賢一 ⑦ 種本 尚志 ③

様似地区 定数10名 総数10名

酒井 健二 ⑪ 池田 博英 ⑥ 畑中 孝允 ②
高橋 求幸 ⑩ 中村 康則 ⑥ 早坂 拓三 ①
仲野 貢司 ⑩ 本郷栄一郎 ②
鳥井 信男 ⑥ 野沢 浩一 ②

(順不同、敬称略 氏名の後の数字は 総代への就任回数)

静内地区 定数17名 総数17名

長浜 和也 ⑩ 佐藤 雅裕 ⑧ 畠山 史人 ①
平野井 裕 ⑩ 河田 貢 ⑦ 辻崎 和哉 ①
土屋 祐喜 ⑩ 嵐 仁 ⑦ 木村 孝 ①
不動 新作 ⑩ 植村 訓浩 ⑦
阿部 幸男 ⑨ 中村 泰徳 ⑥
大森 康正 ⑨ 不動雄一郎 ④
村田 修 ⑨ 出口 直冲 ③

えりも地区 定数9名 総数9名

大坂 庄吉 ⑩ 傳法 貴司 ⑥ 川村 一治 ⑤
坂田 充 ⑦ 砂原 孝敏 ⑥ 荒木 稜 ④
山形 弘 ⑦ 大場 文裕 ⑥ 藤田 靖 ③

三石地区 定数8名 総数8名

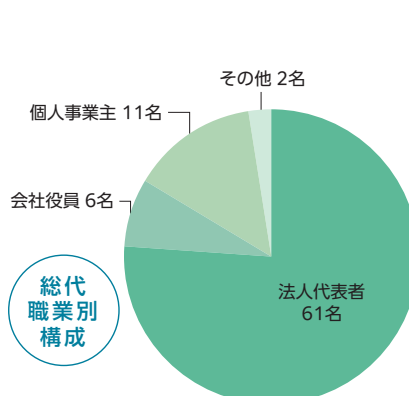
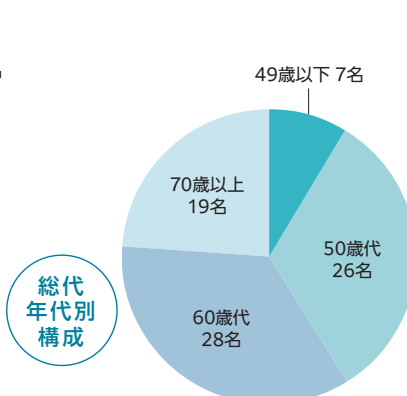
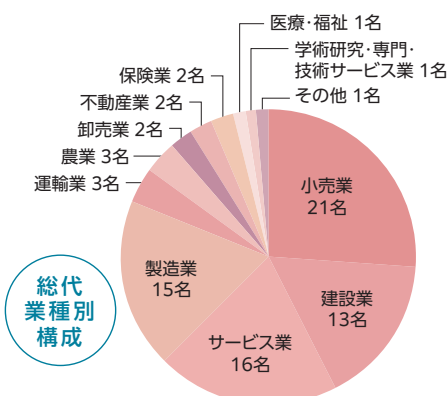
八木 一洋 ⑩ 中村 大志 ⑦ 中村 亨一 ④
秋田 満 ⑨ 田中 智也 ④ 藤森 隆伸 ②
馬場 陽介 ⑨ 山田 一郎 ④

広尾地区 定数10名 総数10名

鍋木 眞清 ⑨ 齊藤 英克 ② 石井 義也 ①
尾矢 利昭 ⑦ 二口 祐樹 ② 中村 憲司 ①
石山 拓 ⑥ 齊藤 一也 ②
堀田 真 ⑤ 小椋 良樹 ①

札幌地区 定数7名 総数7名

遠藤さとみ ⑥ 濱中 和太 ③ 志村 圭太 ①
細田 行洋 ④ 後藤 隆 ②
守屋 昌彦 ③ 森田 直史 ①



総代会

総代とその選任方法

総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。現総代の任期は令和10年6月30日までです。
- 総代の定数は55人以上80人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。
なお、令和8年7月1日現在の総代数は80名で、会員数は10,581名(令和8年6月末)です。

総代候補者選考基準

1. 資格要件

- 金庫の会員であること
- 改選時現在75歳未満であること
なお、任期途中で上記年齢に達した場合でも任期を全うする

2. 適格要件

- 総代として相応しい見識を有している方
- 良識をもって正しい判断ができる方
- 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- 当金庫の地区内に居住し、人縁関係が深い方
- 行動力があり、積極的な方
- 人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与していただける方
- 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

3. 構成要件

- 総代候補者の職業は、特定の業種に偏らないよう考慮する
- 総代候補者の年齢構成は、広範になるよう考慮する

4. その他

上記のほか、別に定める「総代の辞任に関する基準」の2.の各項目に該当する者は総代候補者から除外する

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき次の3つの手続きを経て選任されます。

- 会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)

総代の辞任に関する基準

1. 辞任

- 総代から、一身上の都合又はその他の理由により辞任の申出があり、事情やむを得ないと認められる場合
- 総代が死亡した場合

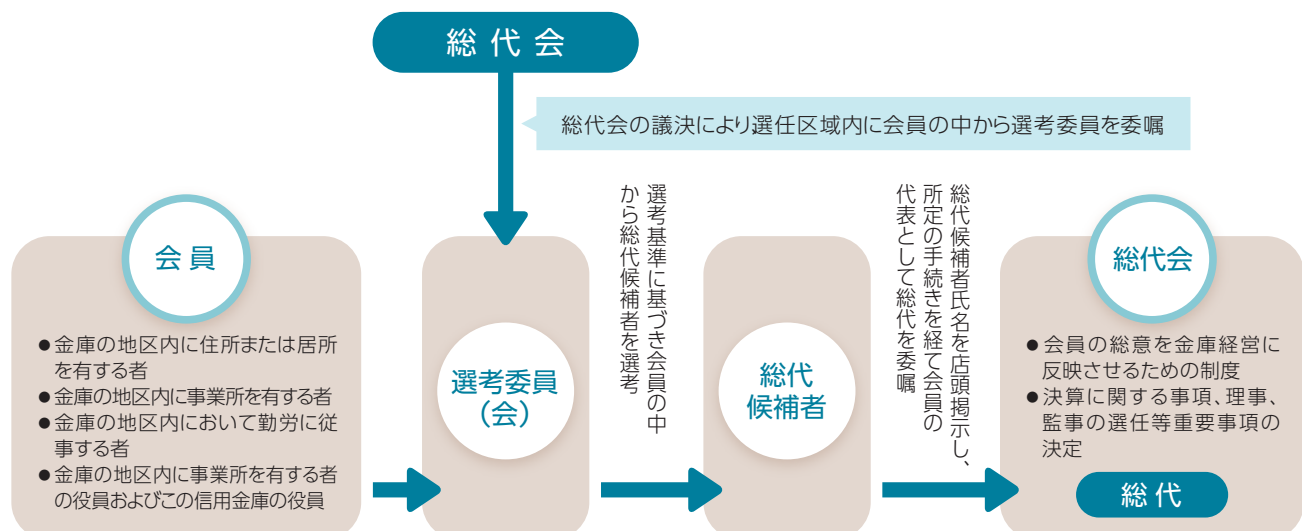
2. 辞任勧告

総代に次の事情が発生した場合で自ら辞任の申出をしない時は、理事長は、理事会に諮ったうえで当該総代に対し辞任を勧告する場合があります。

- 拘禁刑以上の刑に処せられたとき(執行猶予を含む)
- 当金庫の事業の執行を妨げ、又は当金庫の信用を失墜させる行為をしたとき
- 反社会的と認められる行為を行った場合等、一般の批判を受けるような行動をしたとき
- その他、上記に準ずる行為をしたとき

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を3区の選任区域に分け、選任区域ごとの会員数に応じて総代の定数を定めています。



「経営者保証に関するガイドラインの活用状況」等の開示

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和7年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は622件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は68.73%、保証契約を解除した件数は15件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)は0件です。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、下記のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業継承時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

お客さまからの当金庫のガイドラインへの取り組みに関する苦情・相談等につきましては、次の相談窓口にて承ります。

●総務部リスク統括課

☎ 0120-078-390(フリーダイヤル)

[受付時間] 当金庫営業日の午前9時～午後5時

お客さまからの当金庫のガイドラインへの取り組みに関する相談・要望等につきましては、最寄りの営業店および次の相談窓口にて承ります。

●地域支援部審査課

電話番号: 0146-22-7661

[受付時間] 当金庫営業日の午前9時～午後5時

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

(単位: 件、%)

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	478	622
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	66.30	68.73
保証契約を解除した件数	35	15
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0	0

当金庫のあゆみ

大正	10年 4月	有限責任浦河信用組合設立 初代組合長北川貞七就任、組合員数150名
	6年 9月	創立10周年を記念し、祝賀活動写真会を開催
	10年 4月	組織変更にて、保証責任浦河信用組合となる
	16年 3月	創立20周年、期末預金残高344,023円、 貸出金残高94,301円、出資金65,118円、 組合員数530名
	19年 3月	市街地信用組合法に基づき、浦河信用組合に 組織変更
	24年 10月	幌泉、様似、荻伏、三石、静内の各町村に営業地区拡張
	25年 4月	中小企業等協同組合法に基づき、浦河信用組合に 組織変更
	9月	様似支所オープン
	27年 2月	信用金庫法により「日高信用金庫」と組織変更 並びに名称変更
	5月	新冠郡新冠村に営業地区拡張
昭和	7月	幌泉支店オープン
	8月	静内支店オープン
	28年 4月	三石支店オープン
	30年 10月	本店新築落成、創立35周年記念式典挙行
	33年 4月	広尾郡広尾町に営業地区拡張
	5月	広尾支店オープン
	36年 7月	創立40周年記念式典挙行
	11月	歌笛出張所オープン
	39年 4月	幌泉町指定金融機関の指定受く
	42年 3月	浦河町指定金融機関の指定受く
	6月	三石町指定金融機関の指定受く
	44年 11月	本店店舗新築落成並びに創立50周年記念式典挙行
	45年 10月	幌泉支店、町名改称により「えりも支店」と改称
	48年 5月	広尾郡大樹町、忠類村に営業地区拡張
	49年 4月	様似町指定金融機関の指定受く
	50年 10月	北海道信金共同事務センター加盟、 本店営業部普通預金オンライン化実施
	53年 12月	日本銀行と当座預金取引開始
	54年 12月	日本銀行歳入代理店として本店営業部指定受く
	55年 11月	山手支店オープン
	56年 10月	北海道信金共同事務センター新総合オンライン システムへ移行
	10月	創立60周年記念式典挙行
	12月	「現金自動預金払出機(ATM)」本店営業部に導入
	57年 9月	堺町支店オープン
	58年 10月	証券業務の国債窓口販売の取扱開始
	59年 6月	本店営業部が日本銀行国債代理店の事務取扱開始
	10月	大通支店オープン
	12月	預金残高500億円達成
	61年 1月	浦河町役場内に店舗外ATM設置
	62年 11月	浦河赤十字病院内に店舗外ATM設置
	63年 10月	北海道信金共同事務センター第三次オンライン システムへ移行
	12月	歌笛出張所店舗新築オープン
	2年 4月	静内支店店舗新築オープン
	3年 10月	創立70周年記念式典挙行
	4年 3月	創立70周年記念事業「地元還元寄付」実行 (新冠、静内、三石、浦河、様似、えりも、広尾の各町に、 1町当たり、500万円、総額3,500万円の寄付)
	8月	歌笛出張所が歌笛支店に昇格
	8年 2月	浦河赤十字病院へ在宅介護巡回車および介護機器寄贈
	9年 5月	平成8年度の消防関係車両寄贈 (日高東部消防組合えりも支署)
	10年 1月	平成9年度の消防関係車両寄贈 (南十勝消防事務組合広尾消防署)
	7月	平成10年度の消防関係車両寄贈 (日高中部消防組合静内消防署)
	11年 2月	西暦2000年問題対策委員会発足
	9月	為替集中システム運用開始
	10月	平成11年度の消防関係車両寄贈 (日高中部消防組合三石支署)
平成	12年 12月	平成12年度の消防関係車両寄贈 (日高中部消防組合新冠支署)
	13年 8月	保険窓販業務取扱開始
	9月	預金残高1,000億円達成
	10月	平成13年度の消防関係車両寄贈 (日高東部消防組合浦河消防署)
	11月	創立80周年記念式典挙行
	14年 8月	コンピュータシステムを汎用機からPCサーバーへ入替
	10月	生命保険窓販業務取扱開始
	10月	平成14年度の消防関係車両寄贈 (日高東部消防組合様似支署)
	12月	パセオ堺町店内に店舗外ATM設置
	15年 3月	当金庫ホームページを公開
	7月	マックスパリュ静内店内に店舗外ATM設置
	10月	三石支店移転オープン
	16年 7月	「しんきんビジネス・マッチングサービス」取扱開始
	11月	決済用普通預金取扱開始
	17年 10月	印鑑照合システム導入
	18年 2月	WEBバンキング取扱開始
	7月	㈱北海道しんきん情報サービス為替発信業務委託
	8月	札幌事務所オープン
	19年 7月	歌笛支店営業終了、歌笛出張所ATM稼働開始
	9月	札幌支店オープン
	21年 7月	北海道日高支庁(現北海道日高振興局)との 包括連携協定締結
	7月	為替集中システムスキャナー方式へ移行
	9月	共通印鑑制度導入
	22年 8月	新ひだか町静内地区および様似町の店舗統廃合を 実施し、山手支店および大通支店営業終了
	23年 3月	視覚障がい者対応ハンドセット付ATM導入開始
	3月	日高信用金庫学生モニター制度創設
	10月	創立90周年記念式典挙行
	24年 3月	歌笛出張所ATM稼働終了
	11月	ICキャッシュカード取扱開始
	12月	「経営革新等支援機関」として認定受く
	25年 2月	しんきん電子記録債権サービス取扱開始
	5月	「ひだかしんきん地域支援ネットワーク」設立
	27年 3月	視覚障がい者対応ハンドセット付ATMを 全てのATMで導入
	4月	地方創生サポート室設置
	28年 7月	様似町との包括連携協定の締結
	11月	広尾支店店舗新築オープン
	30年 8月	相続支援システム導入
	9月	浦河町との包括連携協定の締結
	10月	営業支援システム導入
	元年 11月	ひだかしんきん通帳アプリ取扱開始
	2年 4月	広尾町との包括連携協定の締結
	6月	えりも町との包括連携協定の締結
	3年 1月	新ひだか町との包括連携協定の締結
	2月	新冠町との包括連携協定の締結
	3月	預金残高1,500億円達成
	4月	創立100周年
	10月	札幌支店リニューアルオープン
	4年 2月	札幌方面浦河警察署との包括連携協定の締結
	3月	創立100周年記念事業「地元還元寄付」実行 (新冠、新ひだか、浦河、様似、えりも、広尾の各町に、 1町当たり、1,000万円、総額6,000万円の寄付)
	7月	日高徳洲会病院内に店舗外ATM設置
	9月	新ひだか町役場内に派出所を開設
	5年 4月	新ひだか町指定金融機関の指定受く
	9月	本店営業部仮店舗営業開始
	10月	出資証券のペーパーレス化(不発行)開始
	6年 3月	本店社屋取壊
	7年 11月	広尾町指定金融機関の指定受く
	8年 3月	潮見ヶ丘球場のネーミングライツに関する協定の締結

平成	12年 12月	平成12年度の消防関係車両寄贈 (日高中部消防組合新冠支署)
	13年 8月	保険窓販業務取扱開始
	9月	預金残高1,000億円達成
	10月	平成13年度の消防関係車両寄贈 (日高東部消防組合浦河消防署)
	11月	創立80周年記念式典挙行
	14年 8月	コンピュータシステムを汎用機からPCサーバーへ入替
	10月	生命保険窓販業務取扱開始
	10月	平成14年度の消防関係車両寄贈 (日高東部消防組合様似支署)
	12月	パセオ堺町店内に店舗外ATM設置
	15年 3月	当金庫ホームページを公開
	7月	マックスパリュ静内店内に店舗外ATM設置
	10月	三石支店移転オープン
	16年 7月	「しんきんビジネス・マッチングサービス」取扱開始
	11月	決済用普通預金取扱開始
	17年 10月	印鑑照合システム導入
	18年 2月	WEBバンキング取扱開始
	7月	㈱北海道しんきん情報サービス為替発信業務委託
	8月	札幌事務所オープン
	19年 7月	歌笛支店営業終了、歌笛出張所ATM稼働開始
	9月	札幌支店オープン
	21年 7月	北海道日高支庁(現北海道日高振興局)との 包括連携協定締結
	7月	為替集中システムスキャナー方式へ移行
	9月	共通印鑑制度導入
	22年 8月	新ひだか町静内地区および様似町の店舗統廃合を 実施し、山手支店および大通支店営業終了
	23年 3月	視覚障がい者対応ハンドセット付ATM導入開始
	3月	日高信用金庫学生モニター制度創設
	10月	創立90周年記念式典挙行
	24年 3月	歌笛出張所ATM稼働終了
	11月	ICキャッシュカード取扱開始
	12月	「経営革新等支援機関」として認定受く
	25年 2月	しんきん電子記録債権サービス取扱開始
	5月	「ひだかしんきん地域支援ネットワーク」設立
	27年 3月	視覚障がい者対応ハンドセット付ATMを 全てのATMで導入
	4月	地方創生サポート室設置
	28年 7月	様似町との包括連携協定の締結
	11月	広尾支店店舗新築オープン
	30年 8月	相続支援システム導入
	9月	浦河町との包括連携協定の締結
	10月	営業支援システム導入
	元年 11月	ひだかしんきん通帳アプリ取扱開始
	2年 4月	広尾町との包括連携協定の締結
	6月	えりも町との包括連携協定の締結
	3年 1月	新ひだか町との包括連携協定の締結
	2月	新冠町との包括連携協定の締結
	3月	預金残高1,500億円達成
	4月	創立100周年
	10月	札幌支店リニューアルオープン
	4年 2月	札幌方面浦河警察署との包括連携協定の締結
	3月	創立100周年記念事業「地元還元寄付」実行 (新冠、新ひだか、浦河、様似、えりも、広尾の各町に、 1町当たり、1,000万円、総額6,000万円の寄付)
	7月	日高徳洲会病院内に店舗外ATM設置
	9月	新ひだか町役場内に派出所を開設
	5年 4月	新ひだか町指定金融機関の指定受く
	9月	本店営業部仮店舗営業開始
	10月	出資証券のペーパーレス化(不発行)開始
	6年 3月	本店社屋取壊
	7年 11月	広尾町指定金融機関の指定受く
	8年 3月	潮見ヶ丘球場のネーミングライツに関する協定の締結

営業区域／店舗・ATM一覧

皆さまとの
コミュニケーションの
場です。



店舗一覧とATMの営業時間

貸金庫設置 夜間金庫設置

令和8年7月1日現在

店舗名	住所	電話番号	平日	土曜日	日曜日	祝日
① 本店営業部*	〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目1番地2	※貸 (0146)22-4111	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
② 堺町支店	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西1丁目83番59号	夜 (0146)22-5611	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
③ 静内支店	〒056-0016 日高郡新ひだか町静内本町1丁目1番15号	貸夜 (0146)42-1531	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
④ 三石支店	〒059-3108 日高郡新ひだか町三石本町197番地23	貸 (0146)33-2311	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑤ 様似支店	〒058-0014 様似郡様似町大通2丁目35番地2	貸 (0146)36-2341	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑥ えりも支店	〒058-0204 幌泉郡えりも町字本町170番地1	(01466)2-2311	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑦ 広尾支店*	〒089-2615 広尾郡広尾町本通8丁目7番地の1	(01558)2-3161	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑧ 札幌支店	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地4	(011)200-7070	—	—	—	—

※本店営業部は現在、店舗建替に伴い上記住所にて仮店舗営業しております。貸金庫は堺町支店に仮設置しお取扱いしております。
※広尾支店は11:30~12:30の間、窓口を閉鎖しております。

店外ATM設置場所

名称	住所	平日	土曜日	日曜日	祝日
浦河町役場内	浦河郡浦河町築地1丁目3番1号	9:00~16:00	—	—	—
浦河赤十字病院内	浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2番1号	9:00~18:00	—	—	—
浦河町パセオ堺町店内	浦河郡浦河町堺町東6丁目493	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
マックスバリュ静内店内	日高郡新ひだか町静内本町1丁目1-69	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
日高德洲会病院内	日高郡新ひだか町静内こうせい町1丁目10番27号	9:00~18:00	9:00~17:00	—	—

視覚に障がいをお持ちの方に配慮した
「ハンドセット付ATM」の設置について

当金庫の全てのATMは、視覚に障がいのある方でも操作が可能な
「ハンドセット付ATM」となっております。(なお、札幌支店はATMを設置しておりません。)

ハンドセット付ATMとは

プッシュボタン付受話器(電話機と同一のボタン配列となっているハンドセット)から、音声ガイダンスにより操作手順をご案内するATMです。なお、ハンドセットを使用しない場合は、通常のATMとしてご利用いただけます。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

自己資本比率規制(バーゼルⅢ(国内基準))による開示は、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(金融庁告示8号)」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」で定めのある第3の柱における、「標準的手法」、「国内基準」に基づき開示しております。

最低所要自己資本比率

第1の柱

第1の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測をより精緻化するという点が最も大きな特徴です。また、この分母には、オペレーショナル・リスク(オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額)が含まれております。

$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目-コア資本に係る調整項目)}}{\text{信用リスク・アセットの合計額+オペレーショナル・リスク}} \geq 4\%$$

金融機関の自己管理と監督上の検証

第2の柱

銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、また、監督当局は、各金融機関が自発的に創意工夫したリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずることなどが求められております。

市場規律

第3の柱

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計測手法等について以下の情報開示が求められております。

①自己資本の構成に関する開示 ②定性的な開示 ③定量的な開示

① 自己資本の構成に関する開示事項

- 自己資本の構成に関する開示事項 18

② 定性的な開示事項

- 自己資本調達手段の概要 19
- 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 19
- 信用リスクに関するリスク管理の方針および
手続の概要(リスク・ウェイトのみなし計算が
適用されるエクスポージャーおよび証券化
エクスポージャーを除く) 20
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の
方針および手続の概要 28
- 派生商品取引および長期決済期間取引の取
引相手のリスクに関するリスク管理の方針
および手続の概要 28
- 証券化エクスポージャーに関するリスク管理
の方針および手続の概要 28

- オペレーショナル・リスクに関するリスク管理
の方針および手続の概要 29
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する
リスク管理の方針および手続の概要 29
- 金利リスクに関するリスク管理の方針および
手続の概要 30

③ 定量的な開示事項

- 自己資本の充実度に関する事項 19
- 信用リスクに関する事項 20
- 信用リスク削減手法に関する事項 28
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する
事項 29
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項 29
- 金利リスクに関する事項 30

自己資本比率規制(自己資本の構成)による開示

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和7年3月期	令和8年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,311	12,599
うち、出資金及び資本剰余金の額	365	367
うち、利益剰余金の額	11,961	12,246
うち、外部流出予定額(△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	237	216
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	237	216
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,549	12,815
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	11	19
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	19
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	436	492
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	447	511
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	12,101	12,303
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	66,102	67,794
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,402	3,459
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	69,504	71,254
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.41	17.26

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

用語解説

- **リスク・アセット** …… リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。
- **自己資本比率** …… 自己資本の額÷リスク・アセット等の額の合計額。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

1.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている普通出資金および利益剰余金等により構成されております。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、特別積立金への積上げによる内部留保に努めており、その結果自己資本の充実度は高く、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策についても、毎期策定する事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による自己資本の積上げを基本的な方針としております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和7年3月期		令和8年3月期	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	66,102	2,644	67,794	2,711
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	66,102	2,644	67,794	2,711
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	280	11	280	11
我が国の政府関係機関向け	421	16	421	16
地方三公社向け	20	0	20	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,062	162	4,434	177
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	100	4
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	18,494	739	21,218	848
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,951	78	2,702	108
トランザクター向け	101	4	97	3
不動産関連向け	33,341	1,333	32,419	1,296
自己居住用不動産等向け	3,519	140	3,541	141
賃貸用不動産向け	25,941	1,037	24,171	966
事業用不動産関連向け	3,859	154	4,658	186
その他不動産関連向け	21	0	48	1
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	986	39	1,077	43
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	102	4	88	3
取立未済手形	4	0	8	0
信用保証協会等による保証付	630	25	676	27
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	1,475	59	390	15
上記以外	3,457	138	3,536	141
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	751	30	751	30
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	734	29	734	29
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	206	8	149	5
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	1,204	48	901	36
上記以外のエクスポージャー	560	22	999	39
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	873	34	522	20
ルック・スルー方式	873	34	522	20
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を10パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額	3,402	136	3,459	138
BI	2,268	—	2,306	—
BIC	272	—	276	—
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	69,504	2,780	71,254	2,850

(注)1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

用語解説

- 所要自己資本 …… 各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)
- エクスポージャー …… リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
- 抵当権付住宅ローン …… 自己資本比率規制においては、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第一順位かつ担保評価が十分満たされているものを指しています。
- 不動産取得等事業者 …… (代表的な解釈は)不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
- オペレーショナル・リスク …… 金庫の業務上において不適切な処理などで生じる事象により損失を受けるリスクのことを指しています。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等によって生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

3.信用リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「貸出事務取扱規程」、「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すなど、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクを抑制するための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するため、与信額や予想デフォルト率のデータを整備し、VaRモデルを用いて信用リスク量を計測して信用リスク管理に活用しております。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。

一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に報告する態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準に関する規程」および「償却・引当基準に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。個別貸倒引当金のうち破綻懸念先については、担保処分可能見込額を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、実質破綻先および破綻先については、債権額から担保処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引当しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用した適格格付機関は次のとおりです。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

①国内発行体：●株式会社格付投資情報センター(R&I) ●株式会社日本格付研究所(JCR)

②海外発行体：●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) ●S&Pグローバル・レーティング(S&P)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

《地域別・業種別》

(単位: 百万円)

エクスポージャー 地域区分 業種区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						デリバティブ取引		延滞エクスポージャー	
		貸出金、コミットメントおよびその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券					
		令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
国	内	140,938	149,069	96,123	104,349	44,814	44,720	-	-	3,232	3,274
国	外	6,223	6,225	-	-	6,223	6,225	-	-	-	-
地 域 別 合 計		147,161	155,294	96,123	104,349	51,038	50,945	-	-	3,232	3,274
製 造 業		5,918	5,995	5,215	5,391	702	603	-	-	490	473
農 業、林 業		4,107	4,456	4,107	4,456	-	-	-	-	57	150
漁 業		111	116	111	116	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		376	337	376	337	-	-	-	-	224	200
建 設 業		8,475	8,608	7,674	7,807	801	801	-	-	478	847
電気・ガス・熱供給・水道業		3,767	3,447	683	462	3,083	2,985	-	-	16	14
情 報 通 信 業		167	189	67	89	100	100	-	-	-	17
運 輸 業、郵 便 業		1,925	1,856	547	477	1,377	1,379	-	-	62	30
卸 売 業、小 売 業		4,986	5,611	4,384	5,010	601	601	-	-	699	565
金 融 業、保 険 業		9,276	9,982	1,247	1,750	8,029	8,231	-	-	-	-
不 動 産 業		38,817	41,777	38,517	41,476	300	300	-	-	107	32
物 品 賃 貸 業		2,340	2,024	2,340	2,024	-	-	-	-	76	-
学術研究、専門・技術サービス業		897	745	897	745	-	-	-	-	2	2
宿 泊 業		256	629	256	629	-	-	-	-	60	58
飲 食 業		685	651	685	651	-	-	-	-	82	76
生活関連サービス業、娯楽業		1,067	1,128	1,067	1,128	-	-	-	-	141	140
教 育、学 習 支 援 業		298	289	298	289	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉		1,379	1,544	1,379	1,544	-	-	-	-	320	316
そ の 他 の サ ー ビ ス		1,819	2,255	1,819	2,255	-	-	-	-	44	49
国・地方公共団体等		45,381	48,058	9,340	12,115	36,040	35,942	-	-	-	-
個 人		15,104	15,590	15,104	15,590	-	-	-	-	367	298
業 種 別 合 計		147,161	155,294	96,123	104,349	51,038	50,945	-	-	3,232	3,274

(注) 1. 貸出金には、未収利息、貸出金に準じる仮払金を含んでおります。

2. コミットメントとは、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規程された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する当座貸越契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高です。

3. オフ・バランス取引には、債務保証および代理業務貸付を含んでおります。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

〈有価証券の種類別の残存期間別の残高〉

令和7年3月期

(単位:百万円)

項 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	239	896	3,932	2,302	6,805	36,896	1,804	52,876
国 債	—	—	—	—	98	9,025	—	9,124
地 方 債	—	489	2,205	1,401	2,807	10,829	—	17,732
公 社 公 団 債	39	56	1,627	301	1,800	5,291	—	9,116
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 社 債	199	100	—	400	1,499	5,649	—	7,848
外 国 証 券	—	200	100	100	600	6,100	800	7,900
株 式	—	—	—	—	—	—	3	3
投 資 信 託	—	—	—	100	—	—	994	1,094
そ の 他 の 証 券	—	48	—	—	—	—	6	55

(注)各項目は、未収利息を含んでおりません。

令和8年3月期

(単位:百万円)

項 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	329	3,470	1,608	5,106	3,598	36,739	695	51,549
国 債	—	—	—	—	98	9,030	—	9,129
地 方 債	—	2,697	100	2,607	1,599	10,664	—	17,668
公 社 公 団 債	18	657	1,308	1,300	500	5,291	—	9,076
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 社 債	299	—	100	899	1,100	5,453	—	7,852
外 国 証 券	—	100	100	300	300	6,300	—	7,100
株 式	—	—	—	—	—	—	3	3
投 資 信 託	—	—	—	—	—	—	685	685
そ の 他 の 証 券	10	15	—	—	—	—	7	33

(注)各項目は、未収利息を含んでおりません。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

38ページ「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

ハ.業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期
製 造 業	231	226	226	223	—	—	231	226	226	223	—	—
農 業 、 林 業	25	8	8	86	4	—	20	8	8	86	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	97	77	77	59	—	—	97	77	77	59	—	—
建設業	59	56	56	165	—	—	59	56	56	165	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	10	9	9	8	—	—	10	9	9	8	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	83	79	79	84	3	—	80	79	79	84	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	0	44	44	0	—	—	0	44	44	0	—	—
物 品 賃 貸 業	76	76	76	—	—	76	76	0	76	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	3	4	4	4	—	—	3	4	4	4	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	4	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	67	86	86	83	—	—	67	86	86	83	—	—
そ の 他 サ ー ビ ス 業	—	1	1	2	—	—	—	1	1	2	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	143	144	144	111	—	—	143	144	144	111	—	—
合 計	805	816	816	829	13	76	792	740	816	829	—	—

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

用語
解説

- リスク・ウェイト …… 債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いています。
- 適 格 格 付 機 関 …… 自己資本比率規制において、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のことを指しています。金融庁長官は適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円, %)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年3月期					
現金	1,320	－	1,320	－	－	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	24,713	82	24,713	82	－	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	27,123	－	27,123	－	－	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	2,857	－	2,857	－	280	9.80
我が国の政府関係機関向け	6,075	－	6,075	－	421	6.93
地方三公社向け	100	－	100	－	20	20.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	16,164	－	16,164	－	4,062	25.13
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	26,718	1,447	24,769	157	18,494	74.19
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,222	4,140	4,614	302	1,951	39.68
トランザクター向け	－	3,651	－	268	101	37.72
不動産関連向け	47,526	－	47,404	－	33,341	70.33
自己居住用不動産等向け	8,706	－	8,658	－	3,519	40.65
賃貸用不動産向け	35,064	－	34,994	－	25,941	74.13
事業用不動産関連向け	3,719	－	3,714	－	3,859	103.90
その他不動産関連向け	36	－	36	－	21	60.00
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	938	41	821	2	986	119.69
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	157	－	157	－	102	65.33
取立未済手形	21	－	21	－	4	20.00
信用保証協会等による保証付	6,308	0	6,308	0	630	10.00
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	590	－	590	－	1,475	250.00
合計					61,771	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛り(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(単位: 百万円, %)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和8年3月期					
現金	1,165	－	1,165	－	－	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,948	83	19,948	83	－	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	29,836	－	29,836	－	－	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	2,840	－	2,840	－	280	9.86
我が国の政府関係機関向け	6,050	－	6,050	－	421	6.96
地方三公社向け	100	－	100	－	20	20.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	17,871	－	17,871	－	4,434	24.81
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	501	－	501	－	100	20.00
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	29,477	2,261	27,639	236	21,218	76.12
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,192	4,247	5,536	315	2,702	46.17
トランザクター向け	－	3,485	－	258	97	37.81
不動産関連向け	47,127	－	46,972	－	32,419	69.02
自己居住用不動産等向け	9,067	－	9,024	－	3,541	39.24
賃貸用不動産向け	33,483	－	33,381	－	24,171	72.41
事業用不動産関連向け	4,496	－	4,485	－	4,658	103.85
その他不動産関連向け	80	－	80	－	48	60.00
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	990	40	921	3	1,077	116.44
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	114	－	114	－	88	77.13
取立未済手形	43	－	43	－	8	20.00
信用保証協会等による保証付	6,764	0	6,764	0	676	10.00
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	156	－	156	－	390	250.00
合計					63,735	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛り(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0.00%	10.00%	15.00%	20.00%	25.00%	30.00%	31.25%	35.00%	37.50%	40.00%	43.75%	45.00%	50.00%	56.25%	60.00%	62.50%
	令和7年3月期															
現金	1,320	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	24,796	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	27,123	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	2,857	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	6,075	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	-	-	-	12,143	-	2,511	-	-	-	-	-	-	1,508	-	-	-
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権 向けを含む。)	-	99	-	2,459	-	-	-	-	-	5	-	-	5,008	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び 個人向け	-	0	-	3,831	-	-	-	-	-	-	-	2,869	11	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	781	-	-	-	-	-	-	-	2,869	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	3,978	115	918	-	395	-	415	-	5,593	1,301	-	8,596	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	3,978	115	331	-	-	-	415	-	-	1,301	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	586	-	395	-	-	-	5,593	-	-	8,560	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性 証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不 動産等向けを除く。)	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	124	-	-	-
自己居住用不動産等向けエ クスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	6,308	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	53,240	15,341	-	22,540	115	3,429	-	395	-	421	-	8,463	7,954	-	8,596	-

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70.00%	75.00%	80.00%	85.00%	90.00%	93.75%	100.00%	105.00%	110.00%	112.50%	130.00%	150.00%	250.00%	400.00%	その他	合計
	令和7年3月期															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,320
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,796
外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,123
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,857
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,075
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,164
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権 向けを含む。)	-	-	-	15,230	-	-	5,362	-	-	-	-	-	-	-	-	28,165
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び 個人向け	-	2,564	-	-	-	-	86	-	-	-	-	-	-	-	-	9,363
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,651
不動産関連向け	2,902	9,709	-	-	452	-	-	10,220	2,926	-	-	-	-	-	-	47,526
自己居住用不動産等向け	2,562	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,706
賃貸用不動産向け	-	9,708	-	-	-	-	-	10,220	-	-	-	-	-	-	-	35,064
事業用不動産関連向け	340	-	-	-	452	-	-	-	2,926	-	-	-	-	-	-	3,719
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性 証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不 動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	172	-	-	-	-	677	-	-	-	980
自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	-	-	-	-	-	-	157	-	-	-	-	-	-	-	-	157
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21
信用保証協会等による保証付	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,308
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	590	-	-	590
合計	2,902	12,273	-	15,230	452	-	5,778	10,220	2,926	-	-	677	590	-	-	171,552

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0.00%	10.00%	15.00%	20.00%	25.00%	30.00%	31.25%	35.00%	37.50%	40.00%	43.75%	45.00%	50.00%	56.25%	60.00%	62.50%
	令和8年3月期															
現金	1,165	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	20,032	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	29,836	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	2,840	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	6,050	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	-	-	-	13,948	-	2,214	-	-	-	-	-	-	1,709	-	-	-
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	-	-	-	501	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権 向けを含む。)	-	100	-	2,410	-	-	-	-	-	-	-	-	4,795	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び 個人向け	-	-	-	3,057	-	-	-	-	-	-	-	184	22	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	74	-	-	-	-	-	-	-	184	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	4,348	119	965	-	839	-	330	-	6,228	1,532	-	8,462	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	4,348	119	367	-	-	-	330	-	-	1,532	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	598	-	839	-	-	-	6,228	-	-	8,382	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性 証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不 動産等向けを除く。)	-	-	-	59	-	-	-	-	-	-	-	-	90	-	-	-
自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	6,764	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	51,034	15,756	-	23,992	119	3,180	-	839	-	330	-	6,412	8,161	-	8,462	-

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70.00%	75.00%	80.00%	85.00%	90.00%	93.75%	100.00%	105.00%	110.00%	112.50%	130.00%	150.00%	250.00%	400.00%	その他	合計
	令和8年3月期															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,165
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,032
外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29,836
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,840
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,050
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,871
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	501
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権 向けを含む。)	-	-	-	14,878	-	-	5,692	-	-	-	-	-	-	-	-	27,876
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び 個人向け	-	2,364	-	-	-	-	222	-	-	-	-	-	-	-	-	5,852
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	258
不動産関連向け	2,552	7,871	-	-	743	-	-	9,553	3,424	-	-	-	-	-	-	46,972
自己居住用不動産等向け	2,235	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,024
賃貸用不動産向け	-	7,779	-	-	-	-	-	9,553	-	-	-	-	-	-	-	33,381
事業用不動産関連向け	317	-	-	-	743	-	-	-	3,424	-	-	-	-	-	-	4,485
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性 証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不 動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	286	-	-	-	-	489	-	-	-	925
自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	-	-	-	-	-	-	77	-	-	-	-	-	-	-	-	114
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,764
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	156	-	-	156
合計	2,552	10,235	-	14,878	743	-	6,278	9,553	3,424	-	-	489	156	-	-	166,602

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円、%)

令和7年3月期				
告示で定める リスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	94,224	940	18.000	94,325
40%～70%	25,471	2,872	10.000	25,639
75%	11,891	383	12.000	11,306
80%	—	—	—	—
85%	14,231	1,004	14.000	12,420
90%～100%	5,674	481	10.000	5,661
105%～130%	13,147	—	—	13,134
150%	608	29	10.000	510
250%	590	—	—	590
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	165,840	5,711	12.000	163,588

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(単位: 百万円、%)

令和8年3月期				
告示で定める リスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	94,832	933	18.076	94,922
40%～70%	25,780	2,743	10.000	25,920
75%	10,848	618	12.307	10,235
80%	—	—	—	—
85%	16,545	1,512	11.054	14,878
90%～100%	6,986	792	10.070	7,022
105%～130%	13,000	—	—	12,977
150%	531	30	12.785	489
250%	156	—	—	156
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	168,680	6,632	11.614	166,602

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の採上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の採上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」および「担保評価規程」等により、適切な事務の取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、一般社団法人しんきん保証基金は法人等向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,967	1,888	14,990	15,972	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5.派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する リスク管理の方針および手続の概要

該当するものではありません。

6.証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫における証券化取引は投資業務(投資家)があります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品への投資は、有価証券に係る運用方針の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、運用対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しております。なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

20ページ記載の適格格付機関をご参照ください。

投資業務(投資家)の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

イ.保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

該当するものではありません。

ロ.保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの 残高および所要自己資本の額等

該当するものではありません。

ハ.保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当するものではありません。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

7.オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

- (1) オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「内部統制基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めております。
- 特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な各種事務取扱要領の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制態勢としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。
- システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。
- その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情等に対する適切な処理、個人情報および情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。
- 現状、オペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。
- なお、オペレーショナル・リスク相当額の算定は、事業規模要素(BIC)に内部損失乗数(ILM)を乗じた額を基にリスク量を算出する標準的計測手法を採用しております。
- (2) BIの算出方法
BIは、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)、FC(金融商品要素)の3つを合計して算出しております。
- (3) ILMの算出方法
ILMの値は、「1」を使用しております。
- (4) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無
除外した事業部門はありません。
- (5) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
除外した特殊損失はありません。

8.出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫の銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものとしては、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、信託中央金庫出資金、投資事業有限責任組合への出資金などが該当します。

このうち、上場株式、株式関連投資信託のリスクの認識については、時価評価および上場株式時価 $\times\Delta 20\%\times\beta$ 値(個別銘柄の感応度を示す指標)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会や常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は「資金運用規程」、「有価証券運用計画」のなかで定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。また、その取引については、事務部門(バックオフィス)が外部証票との照合により内容を確認するなど、投資執行部門(フロントオフィス)に対して牽制が働く体制としております。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ.貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

区 分	令和7年3月期		令和8年3月期	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	572	572	174	174
非 上 場 株 式 等	738	—	738	—
合 計	1,311	572	913	174

(注)投資信託等の裏付け資産のうち出資等又は株式等エクスポージャーに該当するものは、一括して上場株式等に含めております。

ロ.出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和7年3月期	令和8年3月期
売 却 益	39	41
売 却 損	6	—
償 却	—	—

(注)1.損益計算書における損益の額を記載しております。

2.売却損益には投資の目的で出資した投資事業組合分の損益は含まれておりません。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和7年3月期	令和8年3月期
評 価 損 益	$\Delta 13$	22

ニ.貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当するものはありません。

9.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

区 分	令和7年3月期	令和8年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,315	540
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

10. 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「リスク管理の方針および手続の概要」

1. リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

リスク管理および計測の対象となる金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資産利益の変動としたうえで管理を行っております。

対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」および「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としております。

2. リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明

当金庫は自己資本に対する銀行勘定の金利リスク量(以下、「IRRBB」という。)の比率を算出・管理することで健全性の確保に努めております。

3. 金利リスク計測の頻度

当金庫は3月・6月・9月・12月を基準として、四半期毎にIRRBBを計測しております。

4. ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む。)に関する説明

当金庫は削減手法を採用しておりません。

「金利リスクの算定手法の概要」

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIに関する以下の事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.125年としております。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.5年としております。

③流動性預金への満期割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済および定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

⑥スプレッドに関する前提

(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)採用しておりません。

⑦内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVE(最大値)は、前事業年度と比較し、734百万円減少しております。

ΔNII(最大値)は、前事業年度と比較し、56百万円増加しております。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%を超えておりますが、次項に掲げるとおり適正に管理されており問題ありません。

2. 金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

①金利ショックに関する説明

統合的リスク管理においてはVaRにてリスク量を計測し、定期的に常務会・理事会へ報告しております。

②金利リスク計測の前提およびその意味

(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点)

内部管理上、金利リスクをVaRで計測しており、信用リスクやその他のリスクと共に、自己資本に照らして適正な水準に収まるよう管理しております。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項 番		ΔEVE		ΔNII	
		令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
1	上方パラレルシフト	5,343	4,609	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	204	260
3	ス テ ィ ー プ 化	4,689	3,963		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	5,343	4,609	204	260
		令和7年3月期		令和8年3月期	
8	自 己 資 本 の 額	12,101		12,303	

用語解説

● ΔEVE …… 金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの。

● ΔNII …… 金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの。

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	109

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」77百万円、「退職慰労金」32百万円となっております。
「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、上記1.対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

資料編

CONTENTS

財務諸表

貸借対照表	32
損益計算書	33
剰余金処分計算書	33
貸借対照表の注記	34
会計監査人の監査	35
財務諸表の適正性および作成に係る	
内部監査の有効性の確認	35
経営指標	
業務粗利益	36
業務純益	36
資金運用収支の内訳	36
利鞘	36
利益率	36
受取・支払利息の分析	36

預金指標

預金積金および譲渡性預金平均残高	37
定期預金残高	37

貸出金指標

貸出金平均残高	37
貸出金残高	37
貸出金の担保別内訳	37
債務保証見返の担保別内訳	37
貸出金使途別残高	37
貸出金業種別内訳	38
預貸率	38
貸出金償却	38
貸倒引当金内訳	38

有価証券等指標

有価証券平均残高	38
商品有価証券種類別平均残高	38
預証券率	38
有価証券の時価情報	39
売買目的有価証券	39
金銭の信託	39
デリバティブ取引	
(第102条第1項第5号に掲げる取引)	39

信用金庫法開示債権／金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び	
金融再生法開示債権の保全・引当状況	40

財務諸表

■ 貸借対照表

資産の部

(単位:百万円)

科 目	第103期 (令和7年3月期)	第104期 (令和8年3月期)
現金	1,320	1,165
預 け 金	24,175	20,203
有 価 証 券	46,358	41,559
国 債	7,512	6,618
地 方 債	15,677	14,417
社 債	15,098	14,046
株 式	3	3
そ の 他 の 証 券	8,066	6,474
貸 出 金	90,424	97,714
割 引 手 形	70	10
手 形 貸 付	10,975	14,126
証 書 貸 付	74,601	79,730
当 座 貸 越	4,777	3,847
そ の 他 資 産	991	1,026
未 決 済 為 替 貸	21	43
信 金 中 金 出 資 金	734	734
未 収 収 益	199	213
そ の 他 の 資 産	35	34
有 形 固 定 資 産	551	989
建 物	272	297
土 地	166	139
リ ー ス 資 産	－	5
建 設 仮 勘 定	1	435
その他の有形固定資産	111	111
無 形 固 定 資 産	11	19
ソ フ ト ウ ェ ア	6	14
その他の無形固定資産	4	4
前 払 年 金 費 用	436	492
繰 延 税 金 資 産	82	2,747
債 務 保 証 見 返	147	114
貸 倒 引 当 金	△ 1,054	△ 1,045
(うち個別貸倒引当金)	(△ 816)	(△ 829)
資 産 の 部 合 計	163,446	164,986

負債の部

(単位:百万円)

科 目	第103期 (令和7年3月期)	第104期 (令和8年3月期)
預 金 積 金	155,501	158,645
当 座 預 金	4,063	4,741
普 通 預 金	57,079	61,290
貯 蓄 預 金	1,735	1,690
通 知 預 金	1,369	85
定 期 預 金	86,476	86,006
定 期 積 金	3,799	3,550
そ の 他 の 預 金	977	1,280
譲 渡 性 預 金	1,000	－
そ の 他 負 債	699	544
未 決 済 為 替 借	23	21
未 払 費 用	231	230
給 付 補 填 備 金	0	2
未 払 法 人 税 等	132	132
前 受 収 益	59	78
払 戻 未 済 金	0	0
リ ー ス 債 務	－	5
そ の 他 の 負 債	251	73
賞 与 引 当 金	37	40
役員退職慰労引当金	201	135
睡眠預金払戻損失引当金	10	10
偶 発 損 失 引 当 金	39	44
債 務 保 証	147	114
負 債 の 部 合 計	157,637	159,534

純資産の部

(単位:百万円)

科 目	第103期 (令和7年3月期)	第104期 (令和8年3月期)
出 資 金	365	367
普 通 出 資 金	365	367
利 益 剰 余 金	11,961	12,246
利 益 準 備 金	364	365
そ の 他 利 益 剰 余 金	11,597	11,881
特 別 積 立 金	11,450	11,550
当期末処分剰余金	147	331
会 員 勘 定 合 計	12,326	12,613
その他有価証券評価差額金	△ 6,517	△ 7,162
純 資 産 の 部 合 計	5,809	5,451
負債及び純資産の部合計	163,446	164,986

※貸借対照表の注記については、34～35ページに記載しております。

財務諸表

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第103期 (令和7年3月期)	第104期 (令和8年3月期)
経 常 収 益	2,384,378	2,719,500
資 金 運 用 収 益	2,178,803	2,514,535
貸 出 金 利 息	1,497,003	1,712,774
預 け 金 利 息	119,636	192,429
有価証券利息配当金	549,391	593,284
その他の受入利息	12,771	16,047
役 務 取 引 等 収 益	153,767	149,787
受入為替手数料	56,718	58,920
その他の役務収益	97,049	90,867
そ の 他 業 務 収 益	10,919	12,088
外国為替売買益	367	-
その他の業務収益	10,551	12,088
そ の 他 経 常 収 益	40,888	43,088
株 式 等 売 却 益	39,752	42,036
その他の経常収益	1,135	1,052
経 常 費 用	1,950,082	2,083,586
資 金 調 達 費 用	123,940	352,306
預 金 利 息	122,593	343,603
給付補填備金繰入額	595	2,220
譲渡性預金利息	750	6,482
役 務 取 引 等 費 用	111,418	119,396
支払為替手数料	16,554	19,048
その他の役務費用	94,864	100,347
そ の 他 業 務 費 用	144,871	7,321
国債等債券償還損	144,630	7,030
その他の業務費用	241	291

損益計算書の注記

- (1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
(2) 出資1口当たり当期純利益金額 57円82銭
(3) 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
(4) 固定資産の減損損失に関する事項は次のとおりであります。

①減損損失を認識した資産

地 域	主な用途	種 類	減損損失額
浦河町	1カ所 店 舗	土 地	20百万円

②減損損失の認識に至った経緯

市場価額の著しい下落が生じているため。

③回収可能額の算定方法

回収可能価額は固定資産税評価額を基準に算定しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第103期 (令和7年3月期)	第104期 (令和8年3月期)
当 期 未 処 分 剰 余 金	147,241,558	331,771,615
剰 余 金 処 分 額	115,499,151	316,626,328
利 益 準 備 金	924,000	1,990,000
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(年4.0%) 14,575,151	(年4.0%) 14,636,328
特 別 積 立 金	100,000,000	300,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	31,742,407	15,145,287

科 目	第103期 (令和7年3月期)	第104期 (令和8年3月期)
経 費	1,492,626	1,498,014
人 件 費	907,596	906,225
物 件 費	530,907	534,856
税 金	54,123	56,932
そ の 他 経 常 費 用	77,225	106,547
貸倒引当金繰入額	42,131	92,075
株 式 等 売 却 損	7,911	270
その他の経常費用	27,182	14,202
経 常 利 益	434,296	635,913
特 別 利 益	-	266
固 定 資 産 処 分 益	-	266
特 別 損 失	216,479	25,718
固 定 資 産 処 分 損	24,444	5,110
減 損 損 失	192,035	20,607
税 引 前 当 期 純 利 益	217,816	610,461
法人税、住民税及び事業税	141,101	148,145
法 人 税 等 調 整 額	△ 15,590	38,778
法 人 税 等 合 計	125,511	186,924
当 期 純 利 益	92,305	423,537
繰 越 金 (遡及修正前当期首残高)	54,936	31,742
過去の誤謬の訂正による累積的影響額	-	△ 123,507
繰 越 金 (遡及修正後当期首残高)	-	△ 91,765
当 期 未 処 分 剰 余 金	147,241	331,771

- (5) 当事業年度において、前払年金費用に対する繰延税金負債の計上漏れが判明いたしました。
当該誤謬を訂正するため、過年度遡及して繰延税金負債を計上する処理を行いました。

この結果、繰延税金資産は123百万円減少しております。

また、当事業年度期首の純資産の帳簿価額は、累積的影響額として、前事業年度末の純資産の帳簿価額に比べて123百万円減少しております。なお、当該訂正が当事業年度の出資1口あたり当期純利益額に与える影響は軽微であります。

財務諸表

貸借対照表の注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
- なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 3年～39年 |
| その他 | 3年～35年 |
- (4) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (6) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (7) 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取引等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点での収益を認識しております。
- (8) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のとおり書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込みに計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己資金基準に基づき、融資部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は105百万円であります。
- (9) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (10) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 数理計算上の差異 | 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生する事業年度から費用処理しております。 |
|----------|---|
- (11) 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,796,855百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746百万円 |
| 差引額 | △31,890百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
- 令和7年3月31日現在 0.1260%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金211百万円を処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記①の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- (12) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (13) 睡眠権私法損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- (14) 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- (15) 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (16) 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 1,045百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として(8)に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (17) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額1,495百万円。
- (18) 有形固定資産の減価償却累計額2,271百万円。
- (19) 有形固定資産の圧縮記録額5百万円。
- (20) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛、出納事務機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- (21) 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払

の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証返還の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	504百万円
危険債権額	2,693百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	105百万円
合計額	3,303百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(22) 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10百万円であります。

(23) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	98百万円
預け金	11百万円

担保資産に対応する債務

預金	5,241百万円
----	----------

上記のほか、為替決済保証金として預け金4,000百万円を差入しております。

(24) 出資1口当たりの純資産額 742円56銭

(25) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(ⅰ)信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務取扱規程、貸出金管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部審査課、管理課により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部資金証券課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

(ⅱ)市場リスクの管理

(ⅰ)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法及手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営管理部リスク統括課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ⅱ)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(ⅲ)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、経営管理部資金証券課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

経営管理部資金証券課で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経営管理部資金証券課、リスク統括課を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

(ⅳ)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年度金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上ガパレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価が4,609百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

財務諸表

(Ⅲ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

(26) 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	20,203	19,978	△225
(2) 有価証券	41,549	41,081	△467
満期保有目的の債券	3,776	3,309	△467
その他有価証券	37,772	37,772	—
(3) 貸出金(※1)	97,714		
貸倒引当金(※2)	△1,045		
	96,668	95,672	△995
金融資産計	158,420	156,732	△1,688
(1) 預金積金(※1)	158,645	157,620	△1,024
金融負債計	158,645	157,620	△1,024

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については(27)から(29)に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金、譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金、譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	3
組合出資金(※3)	7
合 計	10

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式についての減損処理は行っておりません。

(※3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(27) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

以下(29)まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	999	1,005	5
	社 債	—	—	—
	そ の 他	100	100	0
	小 計	1,099	1,105	6
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	98	90	△8
	地 方 債	593	587	△6
	社 債	683	609	△74
	そ の 他	1,300	916	△383
	小 計	2,676	2,203	△473
合 計		3,776	3,309	△467

その他有価証券

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	100	100	0
	国 債	—	—	—
	地方債	100	100	0
	社 債	—	—	—
	そ の 他	735	685	49
	小 計	836	785	50

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	32,604	41,251	△8,646
	国 債	6,519	9,030	△2,510
	地方債	12,722	15,975	△3,252
	社 債	13,362	16,245	△2,883
	そ の 他	4,331	5,725	△1,393
	小 計	36,936	46,977	△10,040
合 計		37,772	47,762	△9,989

(28) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	761	41	—
合 計	761	41	—

(29) 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、①期末日における時価の下落率が取得原価に比べ50%以上下落した場合、②期末日における時価の下落率が過去2年間にわたり取得原価に比べ30%以上50%未満である場合のいずれかが該当する場合としています。

市場価格のない株式は、1株当りの純資産額が取得原価に比べ50%以上下落した場合は時価下落相当額を帳簿価額より減損処理し貸借対照表計上額としております。

なお、当事業年度において減損処理は行っておりません。

(30) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,410百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものもが5,336百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(31) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	240百万円
偶発損失引当金	12百万円
役員退職慰労引当金	38百万円
減価償却費	7百万円
賞与引当金	11百万円
減損損失	85百万円
その他有価証券評価差損	2,827百万円
その他	20百万円
繰延税金資産小計	3,244百万円
評価性引当額	△357百万円
繰延税金資産合計	2,886百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	139百万円
繰延税金負債合計	139百万円
繰延税金資産の純額	2,747百万円

(32) 当事業年度において、前払年金費用に対する繰延税金負債の計上漏れが判明いたしました。当該誤謬を訂正するため、過年度遡及して繰延税金負債を計上する処理を行いました。この結果、繰延税金資産は123百万円減少しております。

また、当事業年度期首の純資産の帳簿価額は、累積的影響額として、前事業年度末の純資産の帳簿価額に比べて123百万円減少しております。なお、当該訂正が当事業年度の出資1口あたり純資産額に与える影響は軽微であります。

(33) 当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 8百万円

会計監査人の監査

令和7年3月期および令和8年3月期の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監査法人銀河の監査を受けております。

財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性の確認

令和7年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和8年6月19日

日高信用金庫 理事長 新保 雄司

経営指標

■ 業務粗利益

(単位：千円、%)

	令和7年3月期	令和8年3月期
資金運用収支	2,054,862	2,162,229
資金運用収益	2,178,803	2,514,535
資金調達費用	123,940	352,306
役務取引等収支	42,349	30,391
役務取引等収益	153,767	149,787
役務取引等費用	111,418	119,396
その他業務収支	△133,952	4,766
その他業務収益	10,919	12,088
その他業務費用	144,871	7,321
業務粗利益	1,963,259	2,197,387
業務粗利益率	1.161	1.271

(注)業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

■ 業務純益

(単位：千円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
業務純益	491,664	753,394
実質業務純益	509,596	731,844
コア業務純益	654,226	738,874
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	509,596	731,844

(注)1.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

2.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

3.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

■ 資金運用収支の内訳

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

	平均残高		利 息		利回り	
	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
資金運用勘定	169,093	172,779	2,178,803	2,514,535	1.28	1.45
うち貸出金	85,517	88,329	1,497,003	1,712,774	1.75	1.93
うち預け金	29,451	30,922	119,636	192,429	0.40	0.62
うち有価証券	53,388	52,791	549,391	593,284	1.02	1.12
資金調達勘定	157,842	161,379	123,940	352,306	0.07	0.21
うち預金積金	156,344	160,382	123,189	345,823	0.07	0.21
うち譲渡性預金	1,498	997	750	6,482	0.05	0.65

(注)資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和7年3月期58百万円、令和8年3月期53百万円)を控除して表示しております。

■ 利鞘

(単位：%)

	令和7年3月期	令和8年3月期
資金運用利回	1.28	1.45
資金調達原価率	0.99	1.12
総資金利鞘	0.28	0.32

■ 利益率

(単位：%)

	令和7年3月期	令和8年3月期
総資産経常利益率	0.25	0.36
総資産当期純利益率	0.05	0.24

(注)総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 受取・支払利息の分析

(単位：千円)

	令和7年3月期			令和8年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	21,078	70,389	91,467	57,029	278,702	335,732
うち貸出金	37,680	17,504	55,185	54,141	161,628	215,770
うち預け金	△4,448	53,353	48,905	9,178	63,614	72,792
うち有価証券	△15,944	3,293	△12,650	△6,292	50,185	43,892
支 払 利 息	521	62,451	62,972	5,182	223,183	228,365
うち預金積金	770	62,451	63,222	8,442	214,191	222,634
うち譲渡性預金	△249	-	△249	△3,260	8,991	5,731

(注)残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により算出しております。

預金指標／貸出金指標

■ 預金積金および譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
流動性預金	64,989	68,390
うち、有利息預金	55,312	58,175
定期性預金	90,913	91,535
うち、固定金利定期預金	86,981	87,934
うち、変動金利定期預金	3	3
その他	441	456
計	156,344	160,382
譲渡性預金	1,498	997
合計	157,842	161,379

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋納税準備預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて利率が変動する定期預金

■ 定期預金残高

(単位:百万円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
定期預金	86,476	86,006
固定金利定期預金	86,473	86,003
変動金利定期預金	3	3

■ 貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
手形貸付	7,362	8,608
証書貸付	74,886	76,323
当座貸越	3,182	3,321
割引手形	87	75
合計	85,517	88,329

■ 貸出金残高

(単位:百万円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
貸出金	90,424	97,714
変動金利	44,956	48,175
固定金利	45,468	49,538

■ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
当金庫預金積金	640	505
有価証券	－	－
動産	283	256
不動産	34,592	36,305
その他	3	20
計	35,520	37,088
信用保証協会・信用保険	13,589	14,514
保証	5,661	5,408
信用	35,654	40,702
合計	90,424	97,714

■ 債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
当金庫預金積金	54	26
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	47	55
その他	－	－
計	102	81
信用保証協会・信用保険	－	－
保証	－	－
信用	45	32
合計	147	114

■ 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和7年3月期		令和8年3月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	58,570	64.77	61,909	63.36
運転資金	31,853	35.23	35,805	36.64
合計	90,424	100.00	97,714	100.00

貸出金指標／有価証券等指標

■ 貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

	令和7年3月期			令和8年3月期		
	貸出先	貸出金残高	構成比	貸出先	貸出金残高	構成比
製 造 業	64	5,060	5.59	60	4,878	4.99
農 業、林 業	76	3,986	4.40	86	4,318	4.41
漁 業	16	60	0.06	14	65	0.06
鉱業、採石業、砂利採取業	2	376	0.41	2	337	0.34
建 設 業	123	6,714	7.42	138	6,298	6.44
電気・ガス・熱供給・水道業	13	663	0.73	13	455	0.46
情 報 通 信 業	7	67	0.07	8	89	0.09
運 輸 業、郵 便 業	17	443	0.48	17	371	0.37
卸 売 業、小 売 業	151	3,926	4.34	160	4,610	4.71
金 融 業、保 険 業	6	1,043	1.15	7	1,536	1.57
不 動 産 業	317	37,974	41.99	336	40,903	41.85
物 品 賃 貸 業	9	2,312	2.55	6	2,022	2.06
学術研究、専門・技術サービス業	22	848	0.93	25	697	0.71
宿 泊 業	14	246	0.27	17	624	0.63
飲 食 業	76	549	0.60	81	514	0.52
生活関連サービス業、娯楽業	46	1,030	1.13	44	1,092	1.11
教 育、学 習 支 援 業	3	297	0.32	3	286	0.29
医 療、福 祉	45	1,182	1.30	51	1,368	1.40
そ の 他 の サ ー ビ ス	60	1,673	1.85	61	1,958	2.00
小 計	1,067	68,461	75.71	1,129	72,428	74.12
地 方 公 共 団 体	9	9,336	10.32	10	12,112	12.39
個 人	2,388	12,626	13.96	2,389	13,173	13.48
合 計	3,464	90,424	100.00	3,528	97,714	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 預貸率

(単位：%)

	令和7年3月期	令和8年3月期
期 末 預 貸 率	57.77	61.59
期 中 平 均 預 貸 率	54.17	54.73

(注)預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■ 貸出金償却

該当するものではありません。

■ 貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和7年3月期	219	237	—	219	237
	令和8年3月期	237	216	—	237	216
個 別 貸 倒 引 当 金	令和7年3月期	805	816	13	792	816
	令和8年3月期	816	829	100	715	829
合 計	令和7年3月期	1,025	1,054	13	1,012	1,054
	令和8年3月期	1,054	1,045	100	953	1,045

■ 有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
国 債	9,565	9,117
地 方 債	17,925	17,719
社 債	16,383	17,182
株 式	3	3
投 資 信 託	1,545	826
外 国 証 券	7,898	7,897
そ の 他 の 証 券	67	43
合 計	53,388	52,791

■ 商品有価証券種類別平均残高

該当するものではありません。

■ 預証率

(単位：%)

	令和7年3月期	令和8年3月期
期 末 預 証 率	29.62	26.19
期 中 平 均 預 証 率	33.82	32.71

(注)預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券等指標

■ 有価証券の時価情報

【満期保有目的の債券】

(単位: 百万円)

	種 類	令和7年3月期			令和8年3月期		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時 価 が 貸 借 対 照 表 計 上 額 を 超 え る も の	国 債	-	-	-	-	-	-
	地方債	1,489	1,536	47	999	1,005	5
	社 債	9	10	0	-	-	-
	その他	-	-	-	100	100	0
	小 計	1,499	1,546	47	1,099	1,105	6
時 価 が 貸 借 対 照 表 計 上 額 を 超 え な い も の	国 債	98	95	△3	98	90	△8
	地方債	-	-	-	593	587	△6
	社 債	613	568	△45	683	609	△74
	その他	1,200	925	△274	1,300	916	△383
	小 計	1,912	1,588	△324	2,676	2,203	△473
合 計		3,412	3,135	△277	3,776	3,309	△467

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

【その他有価証券】

(単位: 百万円)

	種 類	令和7年3月期			令和8年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え る も の	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	5,892	5,809	82	100	100	-
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地方債	3,054	3,008	45	100	100	-
	社 債	2,837	2,801	36	-	-	-
	その他	610	584	26	735	685	49
	小 計	6,502	6,393	108	836	785	50
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え な い も の	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	30,184	35,800	△5,616	32,604	41,251	△8,646
	国 債	7,413	9,025	△1,611	6,519	9,030	△2,510
	地方債	11,133	13,234	△2,101	12,722	15,975	△3,252
	社 債	11,637	13,540	△1,903	13,362	16,245	△2,883
	その他	6,249	7,259	△1,009	4,331	5,725	△1,393
	小 計	36,433	43,060	△6,626	36,936	46,977	△10,040
合 計		42,936	49,454	△6,517	37,772	47,762	△9,989

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券、投資信託、その他の証券です。
 3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

【市場価格のない株式等および組合出資金】

(単位: 百万円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	3	3
組 合 出 資 金	6	7
合 計	10	10

■ 売買目的有価証券

該当するものはありません。

■ 金銭の信託

該当するものはありません。

■ デリバティブ取引 (第102条第1項第5号に掲げる取引)

該当するものはありません。

信用金庫法開示債権／金融再生法開示債権

■ 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a－c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和7年3月期	689	689	260	429	100.00	100.00
	令和8年3月期	504	504	244	260	100.00	100.00
危 険 債 権	令和7年3月期	2,412	2,301	1,913	387	95.37	77.63
	令和8年3月期	2,693	2,531	1,962	569	93.98	77.83
要 管 理 債 権	令和7年3月期	93	85	71	13	91.62	64.16
	令和8年3月期	105	43	27	15	41.35	20.36
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和7年3月期	33	31	26	5	95.29	76.12
	令和8年3月期	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和7年3月期	59	53	44	8	89.57	58.98
	令和8年3月期	105	43	27	15	41.35	20.36
小 計 (A)	令和7年3月期	3,195	3,075	2,245	830	96.25	87.42
	令和8年3月期	3,303	3,079	2,234	845	93.22	79.06
正 常 債 権 (B)	令和7年3月期	87,421					
	令和8年3月期	94,576					
総 与 信 残 高 (A)+(B)	令和7年3月期	90,616					
	令和8年3月期	97,879					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

信用金庫法等で定められた開示項目索引

信用金庫法で定められた開示項目索引

1.金庫の概況および組織に関する事項	
①事業の組織	07
②理事・監事の氏名および役職名	07
③会計監査人の氏名または名称	35
④事務所の名称および所在地	16
2.金庫の主要な事業の内容	07
3.金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	05
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
①経常収益	05
②経常利益または経常損失	05
③当期純利益または当期純損失	05
④出資総額および出資総口数	05
⑤純資産額	05
⑥総資産額	05
⑦預金積金等残高	05
⑧貸出金残高	05
⑨有価証券残高	05
⑩単体自己資本比率	05
⑪出資に対する配当金	05
⑫役員数	05
⑬職員数	05
⑭会員数	05
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益	36
イ.資金運用収支、役員取引等収支、およびその他業務収支	36
ウ.資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘	36
エ.受取利息および支払利息の増減	36
オ.総資産経常利益率	36
カ.総資産当期純利益率	36
②預金に関する指標	
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	37
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高	37
③貸出金に関する指標	
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	37
イ.固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	37
ウ.担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	37
エ.使途別の貸出金残高	37
オ.業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	38
カ.預貸率の期末値および期中平均値	38
④有価証券に関する指標	
ア.有価証券の種類別の残存期間別の残高	21
イ.商品有価証券の種類別の平均残高	38
ウ.有価証券の種類別の平均残高	38
エ.預証率の期末値および期中平均値	38
4.金庫の事業の運営に関する事項	
(1)リスク管理の体制	11
(2)法令遵守の体制	08
(3)金融ADR制度への対応 (苦情処理措置・紛争解決措置等の概要)	10
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	32~33
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	40
②危険債権	40
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	40
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	40
⑤正常債権	40

(3)次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
①有価証券	39
②売買目的有価証券	39
③金銭の信託	39
④デリバティブ取引(第102条第1項第5号に掲げる取引)	39
(4)貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	38
(5)貸出金償却の額	38
(6)会計監査人の監査	35
6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	31

信用金庫法および金融再生法で定められた開示項目索引

信用金庫法開示債権／金融再生法開示債権	40
---------------------	----

自己資本比率規制による開示項目索引

自己資本の構成に関する開示事項	18
定性的な開示事項	
1.自己資本調達手段の概要	19
2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要	19
3.信用リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー および証券化エクスポージャーを除く)	20
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関	20
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要	28
5.派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する リスク管理の方針および手続の概要	28
6.証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要	28
7.オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要	29
8.出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および 手続の概要	29
9.金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要	30
定量的な開示事項	
1.自己資本の充実度に関する事項	19
2.信用リスクに関する事項	
(1)信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高	20
(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	21
(3)業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等	21
(4)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの 区分ごとの内訳	22
(5)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの 区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	23
(6)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	27
3.信用リスク削減手法に関する事項	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	28
4.派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	28
5.証券化エクスポージャーに関する事項	
(1)保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の 種類別の内訳	28
(2)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの 区分ごとの残高および所要自己資本の額等	28
(3)保有する再証券化エクスポージャーに対する 信用リスク削減手法の適用の有無	28
6.出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	
(1)貸借対照表計上額および時価等	29
(2)出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う 損益の額	29
(3)貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額	29
(4)貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額	29
7.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	29
8.金利リスクに関する事項	30

